最低制限価格割合の引き上げを求める要請決議

現在うるま市では、建設工事に係る競争入札を執行する際に設ける最低制限価格を、予定価格の10分の7から10分の9の範囲で定めている。

この最低制限価格は沖縄県が設定した範囲に準じているとのことであるが、 市町村民所得が県内 41 市町村中 38 位、県内 11 市の中で最下位であるうるま 市が、最低制限価格を沖縄県に準じて設定していることには検討の余地がある。

沖縄県内においては、今年度より中城村で最低制限価格の上限を 90 パーセントから 95 パーセントに見直しており、他都道府県等においてもすでにこうした最低制限価格の割合を引き上げる動きがみられる。

建設工事を担う人材の不足や資材の高騰などが一因となったうるま市統合庁舎建設の入札不落からもわかるように、現場で働く専門技術者や労働者の確保及び離職率の増加等、建設業界を取り巻く労働環境は依然として厳しい現状である。

また、行き過ぎた価格競争は公共工事の品質確保に支障を及ぼすのみならず、 下請業者へのしわ寄せや安全対策の不徹底などにつながりやすく、市民の安全、 安心の確保や建設業界の健全な発展を妨げるおそれがある。

よって、個々の契約の内容に適合した公共工事の品質を確保する観点及び本 市の建設業等を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることに鑑み、こうした 業界が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することがで きるよう適正価格の入札を推進すべく、最低制限価格割合の引き上げを行うよ う、強く要請する。

以上、決議する。

平成26年7月2日

うるま市議会

あて先

うるま市長